

大分トラック情報



桜滝(日田市天瀬町)

TOPICS・重要なお知らせ

- 農産物等の物流効率化に関する要望書
- 第1回 物流政策委員会を開催
- 助成金申請手続きについて
- 道路交通法の一部を改正する法律の公布・施行について



公益社団法人 **大分県トラック協会**

大分市向原西1丁目1-27

TEL 097-558-6311

F A X 097-552-1591

URL <http://www.ota.or.jp>

本誌には、皆様への重要なお知らせが掲載されております。必ず社内回覧をお願いします。

[illegible]

目 次

1. 農産物等の物流効率化に関する要望書	1
2. 第1回 物流政策委員会を開催	2
3. 助成金申請手続きについて	3
4. 令和2年度 近代化基金融資(利子補給事業)について	3
5. 各種助成制度のお知らせ	4
6. (公社)大分県トラック協会専門・特別委員会組織表	5
7. 街頭啓発活動(事故ゼロの日)の実施結果	7
8. 支部だより 大分西支部	8
9. 道路交通法の一部を改正する法律の公布・施行について	9
10. 中小トラック運送事業者の皆様へ	11
11. 横断歩道でのマナーアップキャンペーン期間中の取組について	13
12. トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第2版)	14
☆青年部だより	19
☆行政だより	
(1) 夏季における運転者の体調管理の徹底について(要請)	20
(2) 梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について	21
(3) 「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください	28
☆国税だより	29
☆大分産業機械技能教習所だより	30
☆陸災防だより	
講習案内	31
令和2年度 陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動	33
☆お知らせ	
(1) NASVAからのお知らせ	34
(2) 令和2年版 自動車六法	35
(3) 新入会員紹介	36
(4) 会員名簿訂正の方のお願い	36
(5) 令和2年度 競技大会開催中止のお知らせ	37
○トラックドライバー・コンテスト大分県大会	
○大分県フォークリフト運転競技大会	
(6) 燃料情報	37
(7) 行事予定表	39
(8) 帳票関係FAX注文書	40

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。

農産物等の物流効率化に関する要望書

(公社)大分県トラック協会(仲浩会長)は、厚生労働大臣へ「農産物等の物流効率化に関する要望書」を提出した。

要望は、令和2年6月4日、(公社)大分県トラック協会 山下枉規副会長から、大分労働局労働基準部 岡本克也労働基準部長に提出された。現在、厚生労働省労働政策審議会において改善基準告示の見直しの検討が行われており、地理的条件に配慮した基準の設定、国土交通省及び農林水産省の共通の懇談会の継続した開催、運賃・料金及び実費が適正に収受できる取引環境への支援、高速道路の有用性を向上させるための料金の割引率の拡充、休憩・休息期間の確保のために一時退出にかかる通算料金の適用及び駐車スペース確保等にかかるSA・PAの施設整備等について要望した。



要望書を提出する山下副会長㊦と岡本労働基準部長



手前㊦ 山下副会長
奥 広沢稔専務理事

手前㊦ 岡本基準部長
奥 瀬戸邦央監督課長

第1回 物流政策委員会を開催

(公社)大分県トラック協会(仲浩会長)は、6月24日(水)18:00から、大分センチュリーホテルにおいて、第1回物流政策委員会を開催した。

はじめに、仲浩会長があいさつを行い「2期目の会長任期となったが、これまでも、トラック業界の社会的・経済的地位の向上に取り組んできた。本委員会では、現場のことをよく知っている皆さんに、トラック運送業界が抱える様々な課題に対して、議論をいただきたいと思っている。今年の4月に標準的運賃の告示が行われたが、コロナ禍により全国的には荷主からの運賃の値下げ要請が始まっている様子だ。今、値下げに応じってしまうと、標準的運賃の意味がなくなり、国からの支援効果が薄れてしまう。皆さんの経験を基に解決に向け、率直な意見を出してもらいたい。」と述べた。

続いて、委員長及び副委員長の選出を行い、委員長は(公社)トラック協会会長 仲浩、副委員長は、全委員からの推薦を受け、(株)鶴見運送社長 三浦政人に決定した。

議事は、仲浩委員長が議長をつとめ、今回、国が告示した標準的運賃について、現状の課題、荷主への周知方法、運賃説明のガイドライン資料や、その簡易版の作成等について熱心な議論が交わされた。



仲浩会長あいさつ



熱心に議論を行う各委員

令和2年度 各種助成金について

☆助成金申請手続きについて

第1期助成金は

令和2年7月20日が締切です。

提出漏れのないようにご注意ください。

※詳しくは、大分県トラック協会ホームページをご覧ください。

令和2年度 近代化基金融資(利子補給事業)について

☆近代化基金融資申請手続きについて

第1期公募は

令和2年7月31日が締切です。

申請漏れのないようにご注意ください。

※詳しくは、大分県トラック協会ホームページをご覧ください。

(公社)大分県トラック協会・陸災防大分県支部会員の皆様へ

～ 次のような各種助成制度があります ～

(公社)大分県トラック協会

No.	制 度 名	金 額	摘 要
1	運行管理者講習助成	1名あたり 3,200 円	無料講習（一般講習、2年に1回）
2	整備管理者講習助成	テキスト代助成	無料講習（定期研修、2年に1回）
3	安全教育訓練促進助成	1名あたり 10,000 円（受講料の2分の1）	教習受講者
4	中型・大型・牽引免許取得助成	1名あたり 20,000 円（中型免許・限定解除(5t・8t) 1名あたり 40,000 円（大型・牽引免許）	1事業者につき2名まで
5	運転記録証明手数料助成	1名あたり 670 円	車両台数の1.5倍
6	適性診断受診料助成	1名あたり 2,400 円（一般・C般診断） 〃 4,800 円（初任・適齢診断）	（一 般）（公社）大分県トラック協会 自動車事故対策機構へ申込 （初任・適齢者）自動車事故対策機構へ申込
7	運輸安全マネジメント講習助成	1名あたり 5,200 円	自動車事故対策機構にて講習受講者
8	睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成	1名あたり 500円～2, 500円	全協指定検査機関 検査料の2分の1助成 車両50両未満 20名まで、50両以上 30名まで
9	健康診断等検診助成	1名あたり 1,500 円	運転手に限る
10	血圧計導入促進助成	上限 30,000 円	購入価格の2分の1、1事業所につき1台を限度
11	環境対策推進事業助成 (グリーン経営・ISO・ エコアクション21取得助成)	1社あたり 100,000 円（新規） 〃 50,000 円（更新）	エコアクション21・・・(新規・更新) 50,000円
12	アイドリングストップ支援機器導入促進助成	上限 10,000 円	1事業所1台限り、購入価格の2分の1
13	低公害車導入促進助成	1台あたり 50,000 円 HB・CNG車	ハイブリッド・CNG車
14	モーダルシフト推進助成	(フェリー) 新規 (さんふらわあ 2,300円、その他 1,500円) 維持 (さんふらわあ 1,000円、その他 500円) (RORO船) 運転手+車両 5, 000円、車両のみ 2,000円 (J R) 維持 月の利用額の20%	利用実績による。(保有台数ごとに上限あり) 上限 50,000円/月
15	EMS機器導入促進助成	〃 10,000 円	双方車両台数の30%上限
16	ドライブレコーダー機器導入促進助成	〃 3,000 円 ～ 10,000 円	
17	アルコールチェッカー普及促進助成	1事業所あたり 2,000 円 (携帯型)	車両台数の30%上限
18	ETC2. 0車載器購入促進助成	1台あたり 2,000 円	車両台数の30%上限 新たに購入し装着・セットアップした車両
19	安全装置等導入助成	〃 10,000 円	車両台数の30%上限(後方視野確認支援装置、 アルコールインターロック)
20	ドライバー等安全教育訓練施設助成	1名あたり 39,500 円	契約教習受講者(『ドライバーアカデミーONGA』)
21	支部交通事故対策活動助成	実績に応じて支給	支部対象(飲食・旅費は除く)
22	可動式突入防止装置導入促進助成	〃 60,000 円	車両台数の30%上限
23	利子補給事業	一般 0.3% 環境対策 0.3%	長期プライムレートに対する補給率
24	信用保証料助成	上限 300,000 円（保証料の2分の1）	信用保証協会の保証料(セーフティネット融資等)

※ 令和2年度の各種要綱及び申請様式はホームページに掲載しております。

ご不明な点は、(公社)大分県トラック協会事務局(TEL:097-558-6311)までお問合せ下さい。

陸災防大分県支部

1	健康診断等推進助成	1名あたり 1,500 円（上限）	乗務員を除く事務員・荷役作業員等に限る (被けん引を除く車両台数まで)
2	深夜業務従事者健康診断推進助成	〃 1,500 円（上限）	深夜業務従事者の2回目の健康診断に限る (被けん引を除く車両台数まで)
3	ストレスチェック促進助成	1名あたり 500 円	1会員につき50名を上限とする
4	脳・心臓疾患検査助成	1名あたり 5,000 円（上限）	検査費用の2分の1を助成

※ 令和2年度の各種要綱及び申請様式はホームページに掲載しております。

ご不明な点は、陸災防大分県支部事務局(TEL:097-556-7866)までお問合せ下さい。

(公社)大分県トラック協会専門・特別委員会組織表

・定款第44条第2項、専門委員会設置規程第4条及び第7条、特別委員会設置規約第3条により、承認を求めます。

令和2年5月現在

支部 委員会	委員長	副委員長	大分西			大分東		別杵		県北		西部		県南		
支部長			山下 証規 安心院運輸㈱			中原 寿博 新生運送㈱		佐藤 宗朝 ㈱共同運輸		栗林 孝一郎 東九運輸㈱		田邊 康宏 山ア運送㈱		中野 健造 ㈱中野高速運輸		
総務・企画	村 本 茂 村本重機興㈱	中 野 健 造 ㈱中野高速運輸	山下 証規 安心院運輸㈱			中原 寿博 新生運送㈱		佐藤 宗朝 ㈱共同運輸		栗林 孝一郎 東九運輸㈱		田邊 康宏 山ア運送㈱		中野 健造 ㈱中野高速運輸		
適正化事業	藤 野 一 仁 大分九善運輸㈱	佐 藤 宗 朝 ㈱共同運輸	薬真寺 朗彦 野津運送㈱	中原 律夫 住吉運輸産業㈱	坂本 洋祐 ㈱ドリームライン	京泉 秀男 鶴海運輸㈱	加藤 浩至 大分海陸運送㈱	三浦 政人 ㈱鶴見運送	河野 隆 日出開発運輸㈱	平田 裕 日本通運㈱中津支店	種村 直人 種村産業㈱	合谷 文彦 ㈱合谷産業運輸	武田 浩樹 ㈱しのはら運送	友岡 孝幸 ㈱豊友運輸	山橋 健悟 ㈱山橋運送	佐賀良 育広 東明運送㈱
交通・環境対策	三 宮 俊 二 大分物流サービス㈱	石 樽 誠 二 鶴崎林商運輸㈱	恒川 治之 三協通産㈱	安藤 暢啓 大成倉庫㈱	石川 浩 ㈱リサイクルテクノロジー	小河 勇貴 鶴崎林商運輸㈱	二村 浩人 ㈱東京運送	元長 重太郎 さくら運輸㈱別府(営)	遠藤 克尚 ㈱藤達工業	宇留嶋 雅章 ㈱うるしま運輸	藤田 利視 ㈱順運輸	樋口 清彦 ㈱アサヒサービス	魚返 初美 ㈱魚返産業運輸	工藤 誠司 工藤産業㈱	荻本 豪人 ㈱成輸送㈱	白江 貞憲 西武陸運㈱
交付金・近代化	田 邊 康 宏 山ア運送㈱	藤 田 憲 靖 一番運輸㈱	中村 俊行 ㈱大平運輸	渡邊 陽一郎 日野陸運㈱	坂本 光広 ㈱坂本弘業所	藤田 憲靖 一番運輸㈱	安達 哲也 ㈱三興	斉藤 浩徳 ㈱You To	上野 浩伸 ㈱テクノ	宮丸 龍昭 ㈱香下電装	佐藤 和久 中鉄ダイキユー運輸㈱	菱川 健二 ㈱タカシマ運送	藤本 繁喜 連協運送㈱	山崎 淳三 ㈱ヤマサキ	和田 公平 たちばな運輸㈱	土井 克也 ボートラインサービス㈱
労 働	中 原 寿 博 新生運送㈱	後 藤 信 雄 さくら運輸㈱	森 秀二 日陽運輸㈱大分(営)	松尾 達也 東九総合運輸㈱	藤野 一仁 大分九善運輸㈱	池田 富士生 鶴崎海陸運輸㈱	玉井 彰 日出運送㈱大分本社	仲摩 一夫 ㈱別府急配	石丸 裕巳 日豊工業㈱	奥田 和茂 奥田生コン㈱	吉岡 光夫 中山運輸機工㈱大分支店	高森 辰丸 ㈱高森	合谷 章宏 合谷運輸㈱	川野 博美 ㈱大の葬祭	三重野 太 ㈱トランスポートサービス・ミエノ	神田 浩文 神栄運送㈱

予算策定検討特別	仲 浩 ㈱中津急行	仲 摩 一 夫 ㈱別府急配	山下 証規 安心院運輸㈱	村本 茂 村本重機興㈱	栗林 孝一郎 東九運輸㈱	三宮 俊二 大分物流サービス㈱	中野 健造 ㈱中野高速運輸
----------	--------------	------------------	-----------------	----------------	-----------------	--------------------	------------------

事業推進評議委員会	内村 隆志 (一社)大分県建築士事務 所 協 会 事 務 局 長		安藤 誠 NPO法人大分県地球温 暖化対策協会副会長理事	池邊 泰治 ㈱大分合同商興執行役員総 合企画・財務企画室長	岩崎 美紀 男女共同参画審議会委 員(中小企業診断士)	関 恵子 有識者	梅崎 健次郎 有識者	松尾 貴子 NPO大分県消費者問題 ネットワーク(相談員)	仲 浩 ㈱中津急行	小河 勇貴 鶴崎林商運輸㈱
-----------	--	--	------------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------------	-------------	---------------	-------------------------------------	--------------	------------------

物流政策委員会	仲 浩 ㈱中津急行		中原 寿博 新生運送㈱	松尾 達也 東九総合運輸㈱	三浦 政人 ㈱鶴見運送	右田 昭二 ㈱玖珠運送	三重野 太 ㈱トランスポートサービス・ミエノ	薬真寺 朗彦 野津運送㈱
---------	--------------	--	----------------	------------------	----------------	----------------	---------------------------	-----------------

部 会 委員会			特別積合せ	海上コンテナ	木 材	ダ ンプ	タンクローリー	鉄 鋼 ・ 重 量	食 料 品	工 業 品	引 越	霊 柩	青 年 部	女 性
適正化事業					梅木 真次 九重運輸㈱	阿南 敬史 ㈱阿南建材	徳永 賢太郎 江藤運輸㈱	中村 俊行 ㈱大平運輸	二ノ宮 秀徳 日成運送㈱	高村 勝弘 新生運送㈱	有衛 祐介 日本通運㈱大分支店	山形 栄治 ㈱サンレー	魚返 直寿 ㈱魚返産業運輸	
交通・環境対策			阿部 貴樹 ㈱戸次急配		佐藤 芳和 ㈱藤蔭運輸	安達 哲也 ㈱三興	穴見 和弘 大分松蔭商事㈱	長縄 弘貴 丸高産業運輸㈱	川野 隆生 東西運輸㈱	大野 貴照 龍南運送㈱	清水 武 ㈱中津急行大分(営)	秀平 賢二 ㈱秀平	佐藤 政信 ㈱福伸急送	

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」とし街頭啓発活動を実施していますが、令和2年6月に実施された結果についてご報告致します。

支部名／分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	備 考
大 分 西	大 分 南	7：30～ 8：00	大分市横尾 大分南警察署前	5 社	6 人	6 月20日
大 分 東	大 分 東	7：30～ 8：00	大分市 大分東警察署前	9 社	10人	6 月1日
西 部	日 田	7：30～ 8：00	日田市 玉川交差点	2 社	3 人	6 月22日
県 南	津 久 見	11：00～11：30	津久見市 津久見交番前	17社	18人	6 月22日

※ 6 月29日現在、報告受理分のみ掲載

街頭啓発活動の様子



大分西支部大分南分会



県南支部臼津分会

支部だより

◇マスクを寄付（大分西支部）

大分県トラック協会大分西支部（山下柁規支部長）は、6月23日（火）、大分中央警察署・大分南警察署に、使い捨てマスクをそれぞれ1,000枚ずつ贈った。

大分南警察署で両署への合同の贈呈式があり、山下支部長が「新型コロナウイルスの感染拡大はまだ続く可能性がある。体に気を付けてほしい。」とあいさつした。

寄贈したマスクは、現場の警察官に配布される予定。



贈呈式の様子（大分南警察署にて）



前列中央右：山下柁規支部長、左端：三宮俊二副支部長、右端：藤野一仁理事
後列左から2番目：坂本光広副支部長

道路交通法の一部を改正する法律の公布・施行について

《 道交法一部改正のポイント 》

■ 道路交通法一部改正の概略 ■

「改正道路交通法」が、令和2年6月2日に可決・成立し、6月10日に公布された。施行日は、「あおり運転」に関しては公布から20日経過後、第二種免許等の受験資格の見直し及び高齢運転者対策は2年以内にそれぞれ施行される。本改正により、第二種免許等の受験資格が見直されるほか、社会問題化するあおり運転に罰則が設けられた。また、事故対策として、75歳以上で一定の違反歴のある人には運転技能検査が義務付けられた。

【 大・中型免許、19歳から 】

道路交通法の一部を改正する法律 第二種免許等の受験資格の見直し

- 特別な教習を修了した者について、第二種免許・大型免許・中型免許の受験資格を緩和する。
(19歳以上、普通免許等1年以上に)
- 21歳(中型免許は20歳)に達するまでの間(若年運転者期間)に、基準に該当する違反を行った場合(※)は、講習の受講を義務付ける。(受講しなかった場合及び受講後に再び基準に該当する違反を行った場合は、特例を受けて取得した免許を取り消す。)
※ 違反点数が一定の基準に達した場合を予定

現 行

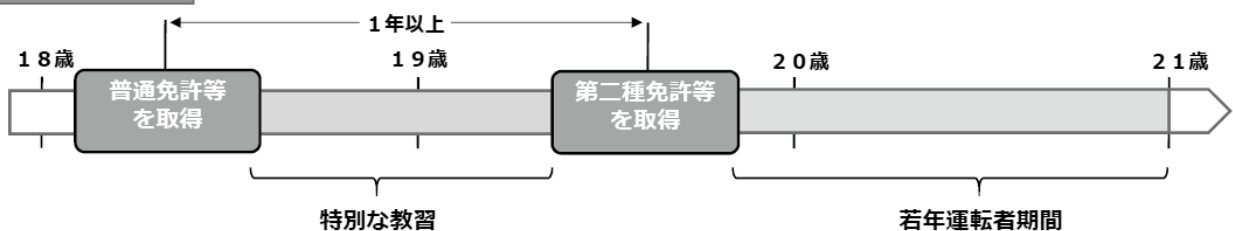
○ 受験資格

- ・ 第二種免許・大型免許
…21歳以上かつ普通免許等保有3年以上
- ・ 中型免許
…20歳以上かつ普通免許等保有2年以上

○ 受験資格の特例

- ・ 旅客自動車教習所の教習修了者等(第二種免許)
…21歳以上かつ普通免許等保有2年以上
- ・ 自衛官(大型免許・中型免許)
…19歳以上(普通免許等の保有不要)

改正の概要



トラック業界等の深刻なドライバー不足に対応し、現在の受験資格は、一種の大型免許と二種免許が「21歳以上で普通免許などの保有歴3年以上」、第一種の中型免許は「20歳以上で2年以上」となっているが、年齢と保有歴を緩和する。

特例措置は、運転技能などに関する特別な教習を修了することが条件。また、安全確保などの観点から、特例取得者が現行の取得可能年齢(大型・二種免許21歳、中型20歳)までに違反が一定基準に達した場合は講習の受講を義務付ける。

これを受けない場合は免許を取り消す措置も規定する。

なお、特別教習の時間数については、実験教習等を経て決定される。

【 あおり運転・高齢運転者関係 】※

あおり運転

①他の車両の通行を妨害する目的で、
一定の違反をする行為 = **あおり運転**

- ・車間距離を詰める
- ・急ブレーキをかける
- ・割り込む など

懲役 3 年
罰金 50 万円
以下

②①によって著しい危険を生じさせた場合

- ・高速道路での停車
- ・一般道での物損事故
など

懲役 5 年
罰金 100 万円
以下

③免許取り消しの対象に追加

高齢運転者対策

① 75 歳以上で一定の違反歴のある人は、
運転免許証更新時に運転技能検査を受検

→検査結果が一定の基準に達しない場合、
自動車の免許証を更新しない

②申請があった場合、安全運転サポート車
限定などの免許を与える

改正道路交通法に新設された「妨害運転罪」（いわゆる「あおり運転」）について、他の
車両の通行を妨害する目的で

▽車間距離を詰める

▽急ブレーキをかける

▽割り込む

などの一定の違反をする行為と規定。罰則は、3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰
金とした。

妨害運転罪によって高速道路で相手の車を停止させたり、一般道でも物損事故を起こさ
せたりするなどの著しい危険を生じさせた場合は、より重い 5 年以下の懲役または 100
万円以下の罰金とした。行政処分も厳しくし、免許取り消しの対象に追加した。

妨害運転罪は、2017 年に東名高速道路で夫婦が死亡した事故などが契機となり社会
問題化。しかし、これまでの道交法にはあおり行為を罰する規定がなく、警察庁が検討を
進めていたもの。

一方、昨年 4 月に東京都豊島区で母子が死亡するなど高齢運転者による事故も続発し、
現在の運転免許制度の見直しを求める声が強まっていた。

このため改正道路交通法では、75 歳以上で一定の違反歴のある運転者について、運転
免許証の更新時に実車での運転技能検査を義務化。結果が一定の基準に達しないと自動車
の免許証を更新しない。

また、運転者から申請があれば、自動ブレーキなどを搭載した安全運転サポート車に限
定する免許を与えるなどとした。

※下記サイトより引用

時事ドットコムニュース (https://www.jiji.com/jc/graphics?p=ve_soc_police-kotsu20200303j-01-w400)

中小トラック運送事業者の皆様へ

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業)

低炭素型ディーゼルトラックの導入で 補助金申請ができます！

低炭素型ディーゼルトラック(※)を購入またはリースで導入した場合、補助金申請ができます。

対象:令和2年4月1日～令和3年1月29日に新車新規登録された事業用車両



本事業は、中小トラック事業者が低炭素型ディーゼルトラック(※)を導入し、エコドライブを含む燃費改善の取り組みを継続的に実施・改善する体制を構築することにより、二酸化炭素の排出削減を図り、地球環境保全に資することを目的とした補助事業です。

必要な書類をそろえて申請いただき、審査を通過すると補助金が交付されます。

※低炭素型ディーゼルトラック

2015年度燃費基準を大型車は+5%以上、中型車及び小型車は+10%以上達成した車両

具体的には、排出ガス規制識別記号が、下記の新車新規登録車両

車型区分(車両総重量)	補助対象となる排出ガス規制識別記号
大型 (12t 超)	「LPG」「QPG」 「2PG」「2RG」「2TG」
中型 (7.5t 超～12t 以下)	「TRG」 「2RG」 「2TG」
小型 (3.5t 超～7.5t 以下)	

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号 品川 800 あ 0000 平成 31年4月10日 平成 31年4月

いすゞ 車台番号 FRR90-713XXXX 型式 2PG-FRR90S-2 環境優良運輸株式会社

補助対象型式・登録日等、申請前に自動車検査証でご確認ください。

- ・令和2年4月1日から令和3年1月29日の間に新車新規登録された事業用車両で所有権が留保されていないこと。
- ・型式に「改」の付く車両は、公募要領にて適否を確認ください。

■天然ガス自動車(車両総重量12t超のトラック)については、問い合わせください。

■J-Grants(補助システム)で申請する場合は、J-Grants サイトよりアクセスください。

概要

- 

参考：基準額

・低炭素型ディーゼルトラックの基準額は、車型区分・廃車の有無によって異なります。(下表参照)

車型区分 (車両総重量) 基準額		廃車の有無(廃車要件は下記を参照)	
		廃車有	廃車無
大型 (12t 超)	2RG、2TG	75 万円	50 万円
	2PG QPG、LPG	50 万円	37.5 万円
中型 (7.5t 超～12t 以下)	TRG 2RG 2TG	42 万円	28 万円
小型 (3.5t 超～7.5t 以下)		15 万円	10 万円

・天然ガス自動車の補助詳細については、お問い合わせください。

廃車要件(廃車を伴う場合)※低炭素型ディーゼルトラックのみ

- ・平成 22 年度以前初度登録の事業用トラックであること
 - ・令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 1 月 29 日の間に廃車(永久抹消)するもの
 - ・所有者名が新車登録する車両の所有者名(リースの場合は使用者名)と同一であること
 - ・導入する車両と同じ車型区分以上であること
 - ・廃車するまで過去 1 年、継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたもの
 - ・廃車日の 6 カ月前の期日における自動車検査証が有効であり、一定距離の走行をしていること
- その他詳細は、弊機構ホームページを参照ください。

問合わせ先



横断歩道でのマナーアップキャンペーン 期間中の取組について

1 期 間

令和2年7月1日(水)から7月31日(金)まで

(一部の取組は8月以降も継続して実施)

2 実施要領

(1) **県下一斉の街頭啓発活動の強化** (7月1日、7月13日、7月20日)

毎月実施している「交通マナーアップの日(毎月1日)」における活動を、県下の統一的な取組とするため、当協議会で「横断歩道でのマナーアップ」を呼びかけるのぼり旗を製作し、各市町村・交通安全協会各支部に配布いたします。

7月中は、各市町村・交通安全協会各支部と連携し、交通マナーアップの日(1日)、おおいた夏の事故ゼロ運動の一斉行動日(13日、20日)に街頭活動を行ってください。

(2) **横断歩道でのマナーアップをテーマとしたポスター・チラシによる広報啓発**

現在、「横断歩道でまマナーアップ」をテーマとしたポスター・チラシを製作しています。6月下旬に到着予定ですので、7月中に関係各所に提示・配布し、広報啓発にご協力ください。

(3) **令和2年おおいた夏の事故ゼロ運動の開催** (7月13日～7月22日)

既に実施を通知しているとおり、標記の運動では「横断歩道でのマナーアップ」を活動重点の一つに据えています。運動期間中においては、前述のとおり街頭啓発を強化していただくとともに、各種広報媒体(会報、ホームページ、SNS等)を活用し、本運動及び「横断歩道でのマナーアップ」の広報啓発にご協力ください。

(4) **交通安全ポスターコンクールの開催** (7月1日～9月7日)

県内に居住する高校生以上の方を対象とし、「横断歩道でのマナーアップ」「自転車安全利用の促進」をテーマとした標記のポスターコンクールを開催します。

追って募集要項等を送付いたしますので、本コンクールの周知にご協力をお願いいたします(職員やその家族の皆様も応募可能です。コンクールの気運を高めるため是非ともご参加下さい)。

3 その他

各市町村の交通安全主幹課にも同様の依頼を実施していますので、上記の取組のほか、各機関・団体の皆様におかれましても市町村等関係機関と連携し、積極的な活動をお願いいたします。

トラックにおける 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (第2版)

令和2年6月12日

公益社団法人 全日本トラック協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月4日変更)、以下「対処方針」という。)をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、トラック運送業界における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

トラック運送事業は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、最低限の業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の運行形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが望まれる。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援にも、積極的に貢献していくことをお願いしたい。

なお、本ガイドラインは、緊急事態措置を実施する期間中のみならず、当該期間後においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等の感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い

状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康管理

- 従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いか重点的に確認する。また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。（運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。）
- 発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- 従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。

(3) 通勤

- テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- 自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。
- それ以外の従業員についても、時差出勤の励行、従業員用の通勤バスの運行などにより、公共交通機関の利用の緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。

(4) 事業所での勤務

- 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。
- 従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- 飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ2メートルを目安に広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするな

ど工夫する（その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。）。

- 窓が開く場合、1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- 人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- 外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
- 出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- 会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低1メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。
- 少人数の会議については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。
- オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を推奨する。
- 採用説明会や面接等については、テレビ会議等で実施するなど工夫する。
- テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインなどを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
- 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に対して感染防止対策を周知する。

(5) 事業所での休憩・休息スペース

- 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
- 休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。
- 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

(6) トイレ

- 便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- 便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

(7) 車両・設備・器具

- ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、

共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。

- 車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。

※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

- ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

(8) 運転者に対する点呼

- 対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等（点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。）と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。

また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。

- 疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- 始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。
- 酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。

(9) 運行中

- 2名以上の従業員が同乗する場合には、マスクの着用を徹底する。
- 荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒に努める。
- 気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する。
- 乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。
- 作業は1人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う。
- 共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いを行う（アルコール消毒可）。

(10) 事業所等への立ち入り

- 取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認

める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。

- このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、事業所内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

(11) 従業員に対する協力のお願い

- 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。
このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。
- 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
- 発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。
- 取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(12) 利用者に対する協力のお願い

- 事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行う等により、感染拡大防止について協力を求める。
- 非対面・非接触の配送形態である「置き配」について、ガイドラインを参照しながら活用への理解を促す。

(13) 感染者が確認された場合の対応

① 従業員の感染が確認された場合

- 保健所、医療機関の指示に従う。
- 従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
- 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないように留意する。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

② 複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

- 保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

(14) その他

- 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。
- 新型コロナウイルスの感染予防にあたっては、本ガイドラインに加えて、公益社団法人全日本トラック協会が新型インフルエンザの感染予防対策のために作成したガイドラインも参考にする。

青年部だより

令和2年度 第2回 役員会及び全体会議の開催

大分県トラック協会青年部（小河勇貴会長）は、6月25日(木)に大分県トラック会館にて標記会議を開催した。

役員を改選して最初の会議であり、小河新会長から「コロナ禍で大変な時期ではあるが、皆で乗り越えていきたい。楽しく横のつながりを深めていきながら、会のなかで得られるものを持って帰っていただきたい。」との挨拶があった。

会議では、今年度事業、組織体制、トラックの日「記念イベント」について協議された。

【新執行部】

会 長	小河 勇貴（鶴崎林商運輸(株)）
副会長	佐藤 政信（有福伸急送）
〃	魚返 直寿（有魚返産業運輸）
〃	荻本 豪人（開成輸送(株)）

新入会部会員のご紹介

新たに青年部に入会されましたので、ご紹介いたします。

【大分東地区】 東九州デイリーフーズ(株)

代表取締役 田 中 辰 典 氏

◇青年部会員を募集しています

青年部では、将来の物流の担い手として、知識の高揚と会員相互の融和団結を目的に諸々の活動を行っています。

【活動内容】

- ・勉強会
- ・視察研修
- ・「トラックの日」記念イベント
- ・他県青年部との交流会
- ・全ト協青年部会九州ブロック大会
- ・行政懇談会
- ・慈善奉仕事業
- ・その他

【入会資格】

- ・協会会員事業所で、概ね48歳以下の経営者、後継者及び管理者

【問合せ】 公益社団法人 大分県トラック協会青年部事務局 岡部・三好

電話 097-558-6311 メール okabe@ota.or.jp

夏季における運転者の体調管理の徹底について(要請)

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じ、国土交通省自動車局安全政策課長から周知依頼がありましたので、お知らせします。

事 務 連 絡

令和2年6月12日

公益社団法人 全日本トラック協会長 殿

国土交通省

自動車局安全政策課長

夏季における運転者の体調管理の徹底について(要請)

貴協会の傘下会員の皆様におかれましては、運転者の新型コロナウイルスの感染予防のため、マスク着用の徹底等の取組を進めていただいておりますこと、感謝申し上げます。

これから夏季を迎えるに当たり、熱中症を予防するなど体調管理に努める必要がございますが、今夏においては新型コロナウイルスの感染予防対策も必要とされています。

つきましては、新型コロナウイルス感染予防対策に加え、特に下記の点に留意しも、運転者の体調管理に万全を期していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 始業点呼時に運転者の健康状態を各実把握するとともに、運転者に対して、運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底すること。
2. こまめに水分・塩分を補給することや、一名乗車時や屋外での荷役作業等において他人と十分な距離を確保できる場合にはマスクを外すこと等の熱中症予防について、運転者に対して指導すること。

(参考)「令和2年度の熱中症予防行動」(厚生労働省・環境課)

https://www.wbgtenvgojp/pdf/_leafletpdf

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じ、中央防災会議長(安倍晋三内閣総理大臣)から周知依頼がありましたので、お知らせします。

全ト協発第84号(環)

令和2年6月2日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、多数の人的被害及び住家被害が発生していることから、別紙のとおり、中央防災会議会長より、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とした防災態勢の一層の強化に対しての留意点について通知がありました。

留意点には、災害対策本部における機能の維持として、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」を避けることをより一層推進することなどにより、災害対応に従事する職員の新型コロナウイルス感染防止策に万全を尽くすこととあります。

また、令和元年東日本台風時には、住民の避難に関する課題等が顕在化したことから、「令和元年台風19号などによる災害からの避難に関するワーキンググループ」において避難対策の強化のために実施すべき対策をとりまとめており、梅雨期までに「避難の理解力公途上キャンペーン」を日本全国で展開することとされています。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、市町村が行う避難勧告等の発令に関する各種取り組みへの積極的な協力、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

ただし、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応が急務な状況にあるため、本通達に基づく各取組の実施に当たっては、当面、各機関及び地域の実情に応じて可能な範囲・方法により実施してください。

【本件に関する問い合わせ先】 公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 電話:03-3354-1045 FAX:03-3354-1019
--

(別 紙)

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)

安倍 晋 三

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであるが、例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、高波、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生している。昨年は、令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）による災害をはじめとして、全国各地で災害が発生したところである。

令和元年東日本台風では、特に静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で記録的な大雨となり、河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、約100名の死者・行方不明者が発生する等、各地で甚大な被害が発生した。避難をしなかった、避難が遅れたことによる被災や、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、また高齢者等の被災が多く、いまだ住民の「自らの命は自らが守る」意識が十分であるとは言えない。また、行政による避難情報や避難の呼び掛けがわかりにくいとの課題や、タイミングや避難場所等広域避難の困難さが顕在化した。このような状況を踏まえ、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置した「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」において、避難対策の強化のために実施すべき対策を検討しとりまとめた。

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人が持ち、災害時に適切な避難行動がなされるためには、平常時より災害リスクととるべき行動について理解しておくことが重要であるため、梅雨期までに、市町村の防災部局や福祉部局・教育機関・福祉関係者・企業等のあらゆる主体が参画した避難行動を促す普及啓発活動である「避難の理解力向上キャンペーン」を日本全体で展開する。当該キャンペーンを推進するため、各種取組への積極的な協力及び関係機関に対する指導を改めて依頼する。

また、介護保険法（平成9年法律第123号）や水防法（昭和24年法律第193号）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）等により、要配慮者利用施設は、避難確保計画等の自然災害に関する計画（以下「災害計画」という。）を作成することとなっており、災害計画の作成を促進するため、必要な支援に努められたい。

梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、上記の取組の実施及び下記の点に留意した防災態勢の一層の強化を図られるよう依頼する。ただし、現在、新型

コロナウイルスの感染拡大防止への対応が急務な状況にある。このため、本通知に基づく各取組の実施に当たっては、当面、各機関及び地域の実情に応じて可能な範囲・方法により実施されたい。

記

1. 災害の発生を未然に防止するため、防災事務に従事する者の安全確保にも留意した上で、職員の参集や災害対策本部の設置等適切な災害即応態勢の確保を図り、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。

- ① 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施

重要インフラの緊急点検結果等を踏まえ、「防災のための重要インフラ等の機能維持」及び「国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持」の観点から特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策を着実に実施し、被害の防止・軽減を図ること。

- ② 危険箇所等の巡視・点検の徹底

河川等の氾濫、がけ崩れ、土石流等災害発生のおそれのある危険箇所の巡視・点検の徹底を図るとともに、地形、地質、土地利用状況、災害履歴及び最近の降雨状況を勘案し、従来危険性を把握していなかった区域も併せて再度安全性を点検する等、適切な措置を講ずること。災害復旧事業施行中の箇所について、再度の災害発生及び復旧作業中の事故等を防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行う等、適切な措置を講ずること。

- ③ 河川管理施設を始めとする施設管理等の強化

施設管理者等は、災害発生に備え、管理施設等について、点検及び必要な箇所に対する補修等の措置を講ずるとともに、施設の操作人員の配置計画、連絡体制、操作規則等の確認をする等、管理の強化を図ること。

また、台風の接近等、災害発生のおそれのある場合には、事前に改めて施設の点検等を行うこと。

- ④ 地下空間の浸水対策等の強化

地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、利用者に対して事前の周知を図り、浸水対策及び避難誘導等安全体制の強化に万全を期すること。洪水が発生し、又は洪水が発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確な情報の伝達、利用者等の避難のための措置等を講ずること。

- ⑤ 道路の冠水・法面崩壊・越波対策等の強化

道路のアンダーパス部等、局地的な大雨により冠水し、車両が水没する等重大な事故が起きるおそれがある箇所については、道路利用者への注意喚起や情報提供を適切に行うとともに、事前に標識、情報板、排水ポンプ等の施設を点検する等の措置を講ずること。台風による越波、大雨による法面崩壊等の土砂災害のおそれのある箇所に

については、通行止め等の措置を適切に行い、被害を防止すること。施設管理者や所轄の警察、消防は引き続き、相互に情報を共有するとともに、連絡体制の確保、通行止めの措置、救助等に遅れが生じないよう措置を講ずること。また、台風などによる電柱倒壊で道路の閉塞が発生した際には、通行止め等の措置を適切に行うとともに、電線管理者より可及的速やかに報告がなされるよう連絡体制を確保すること。

⑥ 港湾の浸水・コンテナ等の飛散対策等の強化

港湾において、台風等に伴う高潮、高波による浸水により港湾機能が低下するおそれのある箇所については、港湾利用者への注意喚起や情報提供を適切に行うとともに、過去に被災した施設等脆弱箇所への土嚢等の設置等を行うなど直前予防策を講ずること。暴風によりコンテナの飛散等のおそれのある箇所については、コンテナの固縛等の対策を適切に行い、被害を防止すること。施設管理者は引き続き、関係機関の各主体が必要な情報収集や情報発信を適切に実施できる体制を構築し、連携体制を確保すること。

⑦ 災害発生のおそれのある箇所等の周知徹底

住民等が災害から身を守るための安全確保行動に資するため、浸水想定区域（洪水、内水、雨水、高潮、津波）や、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所を始めとする災害発生のおそれのある箇所等貴殿が所掌上保有する情報について、市町村等への提供を行うこと。

⑧ 企業等に対する避難意識等の啓発

企業等に対し、事業所等の所在地の災害リスクや、災害警戒時にとるべき行動、行動のタイミング等を確認すること。また、防災情報に留意し、甚大な災害発生の危険や、海拔ゼロメートル地帯等における大規模な広域避難の可能性が高まったときには、来客や従業員の安全確保を最優先して、テレワークの実施、時差出勤、店舗や事業所等の計画的な休業、必要に応じて安全確保が必要な従業員の待機・受入れなど、実情に応じた適切な対応を講ずるよう協力を求めるとともに、各機関においても、上記の取組を促進すること。

⑨ 水辺等利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発

大雨後の河川増水時には、河川管理者等と連携し、河川等の水辺利用者に対して情報を提供し、安全な場所へ避難するよう注意を促す等、適切に対応すること。増水時や台風の際、農業用水路、排水路、岸壁等から落ちる危険性などもあることから、これらに近付かない等の注意を促すことも含めて、水難事故防止についての自助意識を啓発すること。

⑩ 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知支援等

想定される災害の種別毎に定められる指定緊急避難場所が指定避難所と異なることについて十分に周知を図った上で、市町村が指定した指定緊急避難場所及び指定避難

所の周知を支援すること。指定緊急避難場所の表示等を新設・変更する際は、当該避難場所が対応している災害種別が一目でわかるよう、日本産業規格として定めた「災害種別図記号(JISZ8210)」及び「災害種別避難誘導標識システム(JISZ9098)」に基づく表示に努め、これらの設置に市町村へ協力を行うように努めること。

また、激しい雨が継続する、あるいは落石等の災害の前兆現象が発生する等して、指定緊急避難場所まで移動することが、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は屋内上階の山からできるだけ離れた部屋等へ避難する等して安全を確保すること、特に地震の被害を受けた地域においては、降雨による土砂災害が発生しやすい状況にあるため十分に注意すること、『避難』とは『難』を『避』けることであり、ハザードマップや「避難行動判定フロー」等を踏まえた上で、安全な場所にいる人は指定緊急避難場所に行く必要がないこと、安全な親戚・知人宅も避難先となりうることについて、周知を支援すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっており、「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出の協力依頼について」（令和2年5月21日府政防第931号）の内容を踏まえ、各省庁が所有する研修所、宿泊施設、その他施設について、避難所としての貸出に協力すること、また、所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出への協力を依頼すること。

⑪ 災害対策本部における機能の維持

災害対策本部を運営する職員に過度な負担がかかり機能不全に陥ることがないように、平常時から災害時において優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、組織を挙げた体制をあらかじめ構築しておくこと。また、一定の業務を継続的に行えるよう業務継続計画を確認し、必要に応じて修正する等の対策をとること。災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時に備え、非常用電源を設置し、浸水等への対策や十分な燃料の確保を行うとともに、定期的な保守・点検等の実施や停電時に確実に作動するよう確認、訓練等の対策を講ずること。なお、「新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対応について」（令和2年4月27日付け消防災第79号）の内容を踏まえ、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進することなどにより、災害対応に従事する職員の新型コロナウイルス感染防止策に万全を尽くすこと。

⑫ 避難勧告等の発令・伝達、避難判断のための訓練等

災害時に躊躇なく避難勧告等を発令・伝達できるようにするとともに、住民自身が適切に避難行動をとることができるようにするため、専門家等の知見も活用し、職員

と多数の住民の参加による洪水や土砂災害等の地域の実情に応じた災害を想定した避難勧告等の発令・伝達、避難判断のために地域内での声かけにより避難する取組や、安全を確認する訓練を、災害発生のおそれが高まる出水期前に実施するよう努めること。また、各地域における自助・共助の取組の適切かつ継続的な実施に向け、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーの育成に努めること。上記については、新型コロナウイルスの感染拡大防止、参加者の安全確保を最優先に考え、必要があれば、訓練等の延期や中止について検討すること。その際、情報通信技術(ICT)等の活用により、防災訓練の目的実現を補完することができるよう、代替手段を検討すること。また、訓練の企画に際しては、必要に応じ、感染症対策（避難者の健康状態の確認、避難所の衛生状態の確保、避難所としてのホテル、旅館等の活用等）に留意すること。

⑬ ボランティアによる支援活動環境整備

災害が発生した場合、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、発災時のみならず平常時から地方公共団体、社会福祉協議会、ボランティア団体、中間支援組織(NPO・ボランティア団体等の活動を支援するため、人材、資金、情報等の仲介やコーディネート等を担う組織)等との連携を促進し、必要な情報の提供を行うとともに、受援体制の整備促進に努めること。特に発災後は、被災者支援活動の情報等の共有、活動の調整等を行う「情報共有会議」の開催や参加を促すこと。また、ボランティアを受け入れるに当たっては、ボランティア保険への加入奨励、危険な作業の回避等の安全確保対策を十分に講ずるよう普及啓発を促進すること。

⑭ 関係機関から市町村に対する助言等

市町村に対して適切な助言が行えるよう、事前に十分な準備を行い、必要に応じて、直接、市町村長に対して助言を行うこと。また、市町村等と共同して、防災行動を時系列で整理したタイムラインを作成し、発災前から防災情報の発表・伝達等を的確かつ円滑に実施すること。

2. 災害発生時には早期避難のための避難態勢の構築等を図り、住民が適時的確な避難行動を判断できるよう、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すこと。

① 防災気象情報及び河川情報の収集及び早い段階からの危機意識の醸成及び確実な防災情報伝達の徹底

災害発生の危険度の高まりに応じて段階的に発表される注意報・警報・特別警報等(早期注意情報(警報級の可能性)、警報に切り替える可能性が高い注意報を含む。)、危険度の高まりが5段階等で色分け表示された危険度分布等(大雨・洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値)、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報(大雨ピーク後に水位が上昇する場合を含む)、竜巻注意情報、台風情報等の防災気象情報及び

河川の水位、カメラ画像等の河川情報の収集・伝達を徹底し、関係者間での危機意識の醸成及び共有を図ること。

また、避難勧告等の発令に資する情報を、気象庁、施設管理者等が5段階の警戒レベル相当情報として市町村に提供し、市町村の避難勧告等の発令判断を支援することとしているので、これに留意し、住民の主体的避難行動を支援すること。

ホームページ、SNS等のインターネット（以下「インターネット」という。）等により提供された情報については、必要に応じ適切に災害対応に活用すること。

情報の伝達に当たっては、マスメディアと連携を図り、職員のTV出演等による災害の切迫性の解説を含め、住民の避難につながるわかりやすい情報提供に努めるとともに、コミュニティFM、インターネット、Lアラート、緊急速報メール等の多様な伝達手段を組み合わせ活用し、早い段階からの確実な防災情報提供に努めること。

② 要配慮者への情報伝達等

要配慮者の避難を考慮し、地方公共団体への防災情報の提供を早期に行うとともに、視聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても多様な伝達手段に加え、字幕・手話放送、多言語での情報発信等により避難勧告等の情報が確実に伝達されるような措置を促す等適切な取組を推進すること。

また、市町村における避難行動要支援者名簿の活用を促進し、在宅の要配慮者の把握に努めるとともに、福祉関係者等と連携しながら、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうこと等を通じ、要配慮者自身の避難行動の理解や支援体制の構築に向けた取組を支援すること。

さらに、要配慮者利用施設管理者等に対して災害計画の作成や避難訓練の実施の支援に努めるとともに、地方公共団体による計画の具体的な内容や避難訓練の実施状況の確認、施設への情報伝達体制の確保について、必要な支援に努めること。

以上

「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください

厚生労働省

厚生労働省では、「令和2年賃金引上げ等の実態に関する調査」を実施します。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、主要産業に属する会社組織の民間企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから産業別及び企業規模別に選定した約3,500企業を対象とし、毎年1月から12月までの1年間の常用労働者の賃金改定状況について調査するものです。

調査の結果は最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議で使用するほか、社会的関心も高く、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されており、非常に重要な役割を担った調査となっております。

対象になった企業におかれましては、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

よくあるお問い合わせ

問1 調査対象企業はどのようにして選ばれるのですか？

答 本調査は、全国の常用労働者100人以上（製造業及び卸売業、小売業は30人以上）の民間企業の中から、産業、企業規模に区分けして日本の縮図となるよう無作為に抽出されます。正確な統計を作成するため、ご協力の程よろしくお願いします。

問2 プライバシーは保護されるのですか？

答 本調査は、統計法等の法令規定に基づいて行われます。調査従事者には、調査で知り得た情報を他にもらしてはならない守秘義務が課されています。調査で知り得た情報が、労働基準監督署への通知、課税の資料など、統計以外の目的で使用されることはありません。

また、調査票は厳重に保管され、集計が完了した後は、溶解処分されます。

問3 全事業所合わせて従業員が100名未満（製造業及び卸売業、小売業では、従業員が30名未満）なのに調査依頼が届きました。

答 大変お手数ですが、下記の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室賃金第二係

電話 03-5253-1111（内線7653）

問4 今回の調査結果はいつ頃、どのように公表されるのですか？

答 令和2年11月末頃を目安に結果の概要を公表する予定です。

●国 税 だ よ り

○国税に関する一般的な相談は熊本 国税局の「電話相談センター」へ

国税に関する一般的なご質問やご相談は「電話相談センター」をご利用ください。熊本国税局電話相談センター職員がお受けします。

「電話相談センター」ご利用の際の手順は、次のとおりです。

- 1 最寄りの税務署に電話します。
- 2 最初の自動音声案内に従い、「1」

を選択します。

- 3 次の自動音声案内に従い、相談したい内容の番号を次の中から選択します。

- ① 個人の年金や事業などの所得税
- ② 給与などの源泉徴収（年末調整）
又は支払調書
- ③ 相続税や贈与税又は譲渡所得
- ④ 法人税
- ⑤ 消費税や印紙税
- ⑥ その他

○消費税の軽減税率制度について

消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されています。

軽減税率の対象品目は、大きく分けて

- ① 飲食料品（酒類・外食等を除いたもの）、
- ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）の2つです。

なお、消費税の申告が必要な課税事業者の方は、売上げや仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があるほか、申告に当たり仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として区分経理に対応した帳簿

及び請求書等（区分記載請求書等）の保存が要件となります。

また、消費税の申告の必要がない免税事業者の方も、取引先から区分記載請求書等の交付を求められる場合がありますので、対応が必要です。

軽減税率制度の対象品目や区分経理・記帳、申告書の作成方法等に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

おって、ご不明な点は、軽減コールセンター（電話 0120-205-553）、又は最寄りの税務署にお尋ねください。

○大分税務署 （電話 097-532-4171）※自動音声案内

大分労働局長登録教習機関 大分産業機械技能教習所だより

令和2年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表

区別	試験種別		講習内容		講習料		講習実施月日	
	種 類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	8 月	9 月
免許	移動式クレーン 登録第38号	全科（学科・実技） 実技のみ	6 日	26H	99,000	4,565	12日と 17日～21日	14日～18日と 23日
技 能 講 習	車両系建設機械 登録第36号	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者 （3ヶ月以上）	3 日	14H	49,500	1,400	20日～21日	1 日～2 日 14日～15日
		全科（学科・実技）	6 日	38H	93,500	1,400	3 日～7 日と 11日 24日～28日と 31日	4 日と 7 日～11日 23日～25日と 28日～30日
		車両系（整地等・旧 解体）技能講習所持者	1 日	5H	16,200	1,570	19日	7 日
	不整地運搬車 登録第3-23号	車両系（整地等） 技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2 日	11H	35,200	1,570	11日～12日	7 日～8 日
	高所作業車 登録第3-22号	移動式・小型移動式 クレーン技能講習所持者	2 日	12H	37,400	1,880	5 日～6 日 24日～25日	2 日～3 日 14日～15日 28日～29日
		普通運転免許所持者	3 日	14H	38,500	1,880	5 日～7 日 24日～26日	2 日～4 日 14日～16日 28日～30日
		普通運転免許なし	3 日	17H	47,300	1,880		
	小型移動式 クレーン 登録第3-20号	玉掛・床上ク技能講習 クレーン免許所持者	3 日	16H	41,800	1,340	31日～9月2日	16日～18日 29日～10/1日
		免除なし	3 日	20H	46,200	1,340		
	玉 掛 け 登録第41号	小ク・床上ク技能講習 移ク・クレーン免許所持者	3 日	15H	19,800	1,650	26日～28日	9 日～11日 23日～25日
		免除なし	3 日	19H	24,200	1,650		
		フォークリフト特別教育(3ヶ月) 大型特殊免許所持者（キャ タピラ限定なし）	2 日	11H	16,500	1,650	3 日と7 日 21日と27日	4 日と10日 28日と10/2日
	フォークリフト 登録第4-1号	大型・中型・普通運転 免許所持者	4 日	31H	29,700	1,650	1 班 3 日～6 日 21日と 24日～26日	4 日と 7 日～9 日 28日～10/1日
							2 班 21日と 31日～9月2日	4 日と 14日～16日 28日と 10/5日～7 日
							土・日	5 日～6 日と 12日～13日
	シ ョ ー ダ ー 登録第4-2号	大型特殊免許所持者（キャ タピラ限定なし）	2 日	11H	15,120	1,836	受講希望者が一定の人数に 達した時点で実施を検討し ます。	
		大型・中型・普通運転 免許所持者	5 日	31H	31,320	1,836		
特 別 教 育	クレーン等（吊り上げ過重5トン未満）		2 日	13H	12,100	1,705	6 日～7 日	9 日～10日
	小型車両系（機体質量3トン未満）		2 日	13H	12,100	1,340	11日～12日	
	ローラー（制限なし）		2 日	10H	12,100	1,360	17日～18日	3 日～4 日
	フォークリフト（最大荷重1トン未満）		2 日	12H	11,880	1,650		23日～24日
職長・安全衛生責任者教育			2 日	14H	12,100	1,540	3 日～4 日 25日～26日	17日～18日
熱中症予防労働衛生教育			1 日	3.5H	4,400	1,430		

※受講申込みの際に、助成金利用の旨をお知らせ下さい。

（問い合わせ先）

一般 大分産業機械技能教習所
社団法人
〒870-0905 大分市向原西1-5-11

☎ (097) 554-2246
FAX (097) 554-2248

陸災防だより

令和2年度 講習案内

～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日が決まりましたら、電話にてご予約下さい。(講習月の2ヶ月前から受付開始)

- | | |
|--|-------------------------------------|
| ◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名)
大分労働局長登録・登録番号第48-5号 | 10月26日(月)・27日(火)
1月21日(木)・22日(金) |
| ◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名) | 終了しました。 |
| ◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名) | 9月11日(金) |
| ◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員20名) | 10月16日(金) |

※各々定員になり次第締め切ります。

【受講料等のご案内】(税込)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩し実務経験3年以上	8,800円	1,595円
積卸し作業指揮者		7,700円	1,925円
車両系荷役運搬機械		7,700円	1,925円
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写	5,500円	1,595円

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイトケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担をお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。
(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

〔問い合わせ先〕

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

受付番号

受講申込書（修了証台帳）

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

縦3.0cm 横2.4cm
写真の裏に氏名
を記入のこと。
デジカメ 不可
カラーコピー 不可
写真1枚
(貼らないこと)

受 講 年 月 日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏 名	男・女	※ 修了証 交 付	番 号 年月日	第 号 令和 年 月 日
生年月日	昭和 年 月 日 平成			
現 住 所	〒 [][][] - [][][][]		TEL	— —
			携帯電話	— —
			FAX	— —
勤 務 先	所在地	〒 [][][] - [][][][]	TEL	— —
			FAX	— —
	フリガナ 名 称		※ 事業主 証 明	昭和 ・ 平成 年 月から 平成 ・ 令和 年 月まで 経験 年 ケ月 (印)

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。

2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。
〔 特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。 〕

申込年月日	令 和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	(印)

※	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
照 合					
			現金・振込		
入金日 / 受講料		テキスト代	合計	円	

令和2年度 陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動

実施期間:令和2年7月1日(水)～令和2年7月31日(金)

スローガン

「ちょっとした 段差ひとつも事故のもと リスク減らす創意工夫」

(令和2年度安全衛生標語 荷役部門入選作品)

趣 旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」(計画期間2018年度～2022年度)に基づき、

①死亡者数:2018年～2022年の5ヵ年中に15%以上減少させる。(2020年は、99人以下)

②死傷者数を2017年から5%以上減少させる(2020年は、14,912人以下)

③健診の完全実施及び健診結果に基づく有所見者に対する適切な事後措置の徹底を図る

とした目標を設定し、その目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和2年の労働災害発生状況(1～4月速報値)は、死亡災害が20人(前年同期比▲5人、▲20.0%)と減少がみられるものの、死傷災害は3,785人(前年同期比204人、5.7%)と大幅な増加となっている。

特に、死傷災害では、墜落・転落、転倒、動作の反動無理な動作(腰痛)、はさまれ・巻き込まれ等による荷役作業中の災害が多発しており、荷役災害の防止に、より一層強力に取り組む必要がある。

さらに、深刻化している労働者の高齢化問題に対しては、厚生労働省が新たに「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を示したところであり、同ガイドラインを踏まえ、高年齢労働者の労働災害を防止することも必要である。

また、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、これを予防するための取組を一層推進する必要がある。

こうした陸運業における労働災害の課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

会員事業場の実施事項

- ・経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」(※)により職場の安全衛生点検を行う。
- ・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- ・「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- ・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

※陸上貨物運送事業労働災害防止協会HP (<http://www.rikusai.or.jp/>) から、ダウンロードして下さい。

お知らせ

第一・第三土曜日の開業について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年度における当機構業務の土曜日開業につきまして第一・第三土曜日の開業日をお知らせいたします。ぜひご利用ください。

なお、開業した土曜日に代わる休業日は、原則として翌週の月曜日とさせていただきますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇ 令和2年度 土曜開業日カレンダー ◇

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

(注: 数字のみは開業日、■は休業日、○は祝日・休日を表しています)

独立行政法人 自動車事故対策機構

大 分 支 所

〒870-00905 大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階

☎ 097-558-3155 fax 097-558-3156

<http://www.nasva.go.jp>

最新版！！ 令和2年7月上旬発売！

運輸事業者・運行管理者・受験者必読・常識！

令和2年版 自動車六法

自動車法規研究会編

新価格 本体7,000円＋税(送料実費)

収録法令

- ◇道路運送法事業法関係：【運送法】：【運輸規則】：【事故報告規則】：【告示】
- ◇車両法関係：【車両法】：【点検基準】：【保安基準】：【保安基準告示】
- ◇道交法関係：【道交法】
- ◇労基法関係：【労基法】：【労働改善基準】：【労働安全衛生法・施行令】

主な改正・内容

〈貨物・旅客共通〉

- ・自動運行装置に関する規定の整備、携帯電話使用等に関する罰則の引上げ等を行うための道路交通法、同施行令の一部改正
- ・運転経歴証明書の交付要件等の整備等を行うための道路交通法施行規則の一部改正
- ・未払賃金請求権の時効等の改正を行うための労働基準法の一部改正

〈旅客〉

- ・運送引受書の記載事項を定める告示の一部改正
- ・特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部改正

〈貨物〉

- ・ドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のため、貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正
- ・貨物運送事業法の改正に伴う貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正
- ・旅客自動車運送事業等報告規則における報告様式の一部改正

〈その他〉

- ・分解整備の範囲の拡大等を行うための道路運送車両法の一部改正及び関連する規定の整備等のための道路運送車両法施行規則の一部改正
- ・道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正
- ・自動車点検基準の一部改正
- ・自動車損害賠償責任保険基準料率の一部改正
- ・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正

協会までご連絡下さい。(TEL 097-558-6311)

新入会員紹介

下記の方が、入会されましたので、ご紹介します。

会 社 名	代表者名	種別	営 業 所 の 位 置	車 両 数					T E L
入会年月日				普	小	被	霊	計	F A X
ふじうんゆ おおいたしてん 富士運輸(株)大分支店 令和2年5月29日	ふくだ やすひろ 福田 康宏	一般	大分市下戸次1527-1	14				14	097-529-7978 ----- 097-529-7979
ちひろうんゆ (株)知裕運輸 令和2年6月12日	おく ひろゆき 奥 博之	一般	宇佐市大字 富山1099番地の1	3	2			5	0978-25-9990 ----- 0978-25-9991

会員名簿訂正方をお願い

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
3	(株)物流春日大分営業所 大吉 輝英	橋本 尚宜	代表者の変更
5	大分運輸(株) 古川 哲也 大分市勢家字京泊1422番地	白石 真人 大分市金池町2丁目11番1号	代表者の変更
10	イトウライナー(株) 大分市大字廻栖野2234番地	大分市新川町1丁目11-15-209	大分南分会 →大分中央西分会 住所の変更
13	テジマ(株)大分営業所 川野 直幸	久保 貴三	代表者の変更
17	安達梱包運輸(株)大分営業所 村上 保幸	松田 達也	代表者の変更
27	(有)九州北港運輸大分センター 上村 孝司	高山 敦志	代表者の変更
31	(株)エクシング中津営業所 小坂 康彦	左座 造酒蔵	代表者の変更
36	大分運輸(株)日田営業所 古川 哲也	白石 真人	代表者の変更
42	臼津鉦運(株) 足立 仁	出口 博隆	代表者の変更

令和2年度 競技大会開催中止のお知らせ

◆トラックドライバー・コンテスト大分県大会

例年7月に開催していた標記コンテストについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度の開催を中止させていただくことといたしました。

本コンテストへの出場を目指していた皆様、並びに関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますよう、お願いいたします。

◆大分県フォークリフト運転競技大会

例年8月に開催していた標記大会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度の開催を中止させていただくことといたしました。

本大会へ出場を希望されていた皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますよう、お願いいたします。

燃 料 情 報

令和2年5月末現在で調査した県内の
軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価 格 (円)

	価 格 (県内)		
	最 高	最 低	平 均
スタン平均	103.0	67.7	84.9
ローリー平均	106.7	64.3	72.2
カード平均	103.0	65.0	82.5

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	13	36.1
出 光	6	16.7
昭 和 シ ェ ル	5	13.9
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	7	19.4
そ の 他	5	13.9
合 計	36	100.0

月		19年							20年				
区分		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
スタン ド 平 均	大 分	112.2	109.8	106.9	108.1	105.9	107.7	108.3	110.2	107.0	100.6	89.9	84.9
	全 国	105.3	105.1	103.8	102.7	103.2	104.2	105.7	107.9	103.5	95.4	84.1	79.0
ローリー 平 均	大 分	99.1	98.2	96.7	96.7	97.1	97.9	99.9	100.8	95.0	87.6	72.4	72.2
	全 国	96.1	95.7	94.0	94.0	94.1	95.6	97.6	99.4	93.9	84.5	70.9	66.6
カ ー ド 平 均	大 分	104.3	105.0	103.5	102.0	104.4	103.9	106.6	106.8	105.6	88.0	87.7	82.5
	全 国	104.3	103.5	101.0	101.3	101.5	102.4	104.5	106.7	101.9	93..	81.8	76.5

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ(消費税抜きの価格)

注) スタン平均:スタン平均と特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表

(令和2年5月)

令和2年6月25日現在
(公社)全日本トラック協会

令和2年5月

単 純 計 算 表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	82.43	67.83	77.51

令和2年5月

元 売 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
JX 日 鉱 日 石	81.01	67.34	77.12
出 光	81.31	68.57	80.50
昭 和 シ ェ ル	88.92	66.18	76.26
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コ ス モ	87.17	65.30	75.00
そ の 他	76.48	70.14	77.40

令和2年5月

購 入 量 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

月 間 購 入 量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	83.54	68.17	78.47
30～50キロリットル未満	69.75	68.88	68.20
50～100キロリットル未満		66.72	
100キロリットル以上		65.48	70.00

令和2年5月

支 払 期 限 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	79.91	69.15	83.27
30～60日 未 満	84.76	67.98	76.61
60 日 以 上	79.10	66.82	78.73

軽 油 価 格 推 移 表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令 和 2 年 1 月	111.27	100.72	107.40
令 和 2 年 2 月	107.07	94.97	102.43
令 和 2 年 3 月	97.69	85.15	94.18
令 和 2 年 4 月	87.80	72.14	82.35
令 和 2 年 5 月	82.43	67.83	77.51

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（7月16日～8月15日）

日	曜	行 事
16	木	「思いやりの運転県おおいた」推進会議（13:30 大分県庁新館）
17	金	第1回適正化事業委員会（13:30 大分県トラック会館）
18	土	第40回 トラックドライバー・コンテスト大分県大会（大分県トラック会館）中止
19	日	
20	月	
21	火	
22	水	
23	木	海の日
24	金	スポーツの日
25	土	
26	日	
27	月	荷主等との荷役災害防止のための協議会（13:30 大分県トラック会館）
28	火	運行管理者等基礎講習（9:45 大分県教育会館）
29	水	運行管理者等基礎講習（10:00 大分県教育会館）
30	木	運行管理者等基礎講習（10:00 大分県教育会館）
31	金	
8/1	土	陸災防 第41回大分県フォークリフト運転競技大会（産業機械）中止、令和2年度第1回運行管理者試験対策研修会（8:30 大分県トラック会館）
2	日	
3	月	
4	火	
5	水	
6	木	
7	金	
8	土	
9	日	
10	月	山の日
11	火	
12	水	
13	木	
14	金	
15	土	

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご 注 文 部 数
1	運転日報 (基本)	100枚	180	
2	運転日報 (応用)	100枚	330	
3	乗務日報	100枚	280	
4	日常点検記録簿	1 冊	160	
5	日常点検記録簿 (トレーラ)	1 冊	160	
6	点呼記録表 (25名用A)	100枚	620	
7	点呼記録表 (25名用B)	100枚	620	
8	点呼記録表 (12名用A)	100枚	360	
9	点呼記録表 (12名用B)	100枚	360	
10	点呼記録表ファイル (12名用)	1 個	1,330	
11	点検整備記録簿	1 冊	310	
12	車両管理台帳	1 冊	230	
13	運転者台帳	50枚	510	
14	運転者台帳 索引	1 枚	25	
15	運転者台帳ファイル	1 冊	820	
16	運行管理者届	1 枚	60	
17	整備管理者届	1 枚	60	
18	運行管理規程	1 冊	210	
19	整備管理規程	1 冊	160	
20	タコチャート紙 M7-120	1 箱	620	
21	タコチャート紙 M7-140	1 箱	620	
22	タコチャート紙 M26-120	1 箱	620	
23	タコチャート紙 M26-140	1 箱	620	
24	ゼロ旗	1 枚	1,530	
25	運送約款 (掲示用)	1 枚	110	
26	運送約款 (冊子)	1 冊	165	
27	運行指示書 (輸送文研社)	1 冊	490	
28	運行指示書 (アルプス印刷)	30枚	410	
29	事故報告書	1 枚	210	

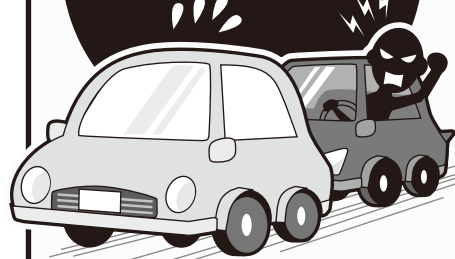
ご住所 (〒)	お電話 () -
貴社名	担当者名

※ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

あおり運転 をした場合



1 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反** (※10種類の違反。下図参照) 行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数 25 点 | **免許取消し** (欠格期間 2 年)

※前歴や累積点数がある場合には最大 5 年

あおり運転 のせいで 危険が 生じた場合



2 妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数 35 点 | **免許取消し** (欠格期間 3 年)

※前歴や累積点数がある場合には最大 10 年

一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる 10 種類の違反



通行区分違反



急ブレーキ
禁止違反



車間距離不保持



進路変更禁止違反



追越し違反



減光等義務違反



警音器使用
制限違反



安全運転義務違反



最低速度違反
(高速自動車国道)



高速自動車国道等
駐停車違反

●「思いやり・ゆずり合い」の運転を！ ●ドライブレコーダーをつけましょう！
●あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を！

小学生児童 絵画コンクール

作品募集

10月9日は
「トラックの日」



テーマ

「みらいのトラック
ゆめのトラック」

令和2年
9月30日(水)
必着

こんなトラック
あったらいいな～

令和元年度最優秀賞
題名「花さかトラック」
大分市立明野東小学校6年生
三縄 美空さんの作品



対象

大分県内の小学生

応募要項

四つ切り画用紙にて応募して下さい。
クレヨン水彩など画材は自由です。
1人何作品でも応募可能です。
※作品は折らずにご応募下さい。

募集部門

低学年の部 (1・2年生)
中学年の部 (3・4年生)
高学年の部 (5・6年生)

応募先

〒870-0905 大分市向原西 1-1-27
(公社)大分県トラック協会

各賞

〈最優秀賞〉全部門から 1名
〈金賞〉各部門ごとに1名 計3名
〈銀賞〉各部門ごとに2名 計6名
〈銅賞〉各部門ごとに3名 計9名
〈佳作〉主催者、審査員が状況に応じて人数を決定
副賞 図書カード

表彰式

令和2年11月23日(月)にホルトホール大分で開催予定の
「トラック協会安全大会(仮称)」にて行います。



主催 公益社団法人 **大分県トラック協会**

〒870-0905 大分市向原西1-1-27 TEL (097)558-6311 <http://www.ota.or.jp>